

ID: 480

担当部署: 上下水道室 工務課 上水道係

<b>処分の概要</b>	指定工事業者証の交付及び再交付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市水道事業指定給水装置工事事業者規程 第6条第1項及び第4項
<b>例 規 番 号</b>	平成18年水道事業管理規程第11号
<p><b>【根拠条文】</b>                  (指定工事業者証の交付)                  第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に水道事業指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。                  2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。                  3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。                  4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失により、再交付を受けようとするときは、指定工事業者証再交付申請書により管理者に申請しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び第5条の規定による。                  (指定の基準)                  第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。                  (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。                  (2) 次に定める機械器具を有する者であること。                  ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具                  イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具                  ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具                  エ 水圧テストポンプ                  (3) 次のいずれにも該当しない者であること。                  ア 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの                  イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者                  ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者                  エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者                  オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者                  カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	
<b>標準処理期間</b>	7日
<b>備考</b>	

<b>設定年月日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最終変更年月日</b>	令和 2 年 7 月 1 日